

「令和 8 年度水産加工副産物の肥料利用に関する調査」

課題審査実施要領

第 1 趣旨

「令和 8 年度水産加工副産物の肥料利用に関する調査」の委託予定先の選定は、国内未利用資源の肥料利用の促進に資することを目的として、本要領に定めるところにより実施する。

第 2 課題審査委員会の設置

- 1 「令和 8 年度水産加工副産物の肥料利用に関する調査」の委託予定先の選定に係る審査を実施するため、課題審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、第 3 の 2 により一般財団法人肥料経済研究所（以下「肥経研」という。）が事務局となり、肥経研の役員、外部専門家により構成するものとする。
- 3 公正で透明な審査を行う観点から、課題提案者と利害関係を有する者は、当該利害関係を有する提案の審査には参加できない。

利害関係を有する場合とは、委員が次の（１）から（６）のいずれかに該当する場合とする。

- （１）当該提案書の課題担当者の同一の企業・団体に所属する場合。
 - （２）当該提案書の担当者と親族関係にある場合。
 - （３）当該提案書の企業と直接的な競争関係にある場合。
 - （４）当該提案書の企業と緊密な関係にある場合。
 - （５）当該提案書の担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
 - （６）その他、肥経研理事長が事業実施主体として公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。
- 4 審査対象となる提案者と利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず第 3 の 2 により肥経研にその旨を申し出るものとする。
 - 5 委員は、審査により知り得た情報について、理事長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第 3 審査方法の概要

- 1 肥経研は、応募のあった提案書が応募要件に適合しているか、及び書類の不備がないか等の確認を行う。
- 2 審査は、書類審査により行う。
- 3 審査に当たっては、第 2 の 2 で委嘱した複数の委員が行うものとする。各委員は、別表に基づき、提案書ごとに技術点の採点を行う。肥経研は、各委員の採点を集計し、平均点を算出し、価格点との合計を提案書の総合評価点とする。事務局は書類審査の結果、特定

の委員の審査結果が他の委員の審査結果と大きく異なる場合、当該審査を行った委員からその審査の理由を確認し、理事長が妥当な理由がないと判断した場合は、審査結果を見直させることができる。

4 事務局は、前項の総合評価点について整理し、総合評価点の最も高い者を含め、理事長に報告するものとする。

第4 委託予定先への通知及び公表

肥経研は、課題審査に基づき委託予定先となる提案者名をウェブサイトにおいて公表するものとする。

第5 その他

1 審査の実施に関する庶務は、肥経研が行うものとする。

(別表)

審査項目

1 選定条件及び得点配分

(1) 選定条件

次の要件を全て満たしている者のうち総合評価点の最も高い者とする。

- 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- 「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を全て満たしていること。

(2) 総合評価点の計算

総合評価点 = 技術点 + 価格点

技術点 = 基礎点 + 加点

価格点：予定価格の 50%未満を 50 点とし、100%を 1 点として小数点以下を切り捨てて整数で数値化。

(3) 得点配分

技術点の配分を 1 0 0 点とし、価格点の配分を 5 0 点とする。

技術点（必須項目・任意項目）	1 0 0 点
価格点	5 0 点

2 技術点の加点方法

(1) 技術点の構成

技術点は、基礎点と加点に分かれており、基礎点は評価項目のうちの必須項目、加点は評価項目のうちの任意項目となっている。

(2) 基礎点

基礎点は、評価項目のうちの必須項目にのみ設定されている。

基礎点は、要件を満たしているか否かを判断するため、満たしていれば満点、満たしていなければ 0 点のいずれかとなる。

なお、満たしていない項目が一つでもあれば、不合格となる。

(3) 加点

加点は、評価項目のうちの任意項目に設定されている。

加点は、評価基準に照らしその充足度に応じて点数が付されるため、基礎点と異なり様々な点数となる。

2 評価の手続

(1) 一次評価

提案書に対し、「評価項目一覧（提案要求事項）」に記載している評価基準に基づき採点を行う。

なお、複数の評価者のうち1人でも「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を満たしていないと判断した場合には、不合格とする。

また、複数の評価者がいる場合の技術点の算出方法は、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。

(2) 総合評価点の算出

上記(1)により算出した技術点と上記1(2)により計算した価格点を合計して、総合評価点を算出する。